

一般社団法人 日本臨床試験研究会 役員選任規定  
改訂履歴

セクション	変更前 施行日:平成22年3月8日	変更後 改定日:平成22年4月30日	変更理由
標題	一般社団法人 日本臨床試験研究会 役員選任規定	一般社団法人 日本臨床試験研究会 役員選任規定 平成22年3月8日施行 平成22年4月30日改訂	改訂日の追記
第2条(選挙管理委員会) 第2項	2 理事長は正会員の中から2名の選挙管理委員(以下「委員」)を委嘱する。	2 理事長は <u>個人</u> 正会員の中から2名の選挙管理委員(以下「委員」)を委嘱する。	個人正会員の特定
第3条(選挙人)	選挙人名簿作成時点の正会員は、選挙権を有する。	選挙人名簿作成時点の <u>個人及び法人</u> 正会員は、選挙権を有する。 2 <u>法人正会員は、1法人につき選挙権1とする。</u>	法人正会員にも選挙権があることを明記
第4条(被選挙権者)	入会年度を含めて2年度以上を経過し、第3条に該当する会員は、被選挙権を有する。ただし、本法人設立後の初回選挙時はこの限りではない。	入会年度を含めて2年度以上を経過し、第3条に該当する <u>個人</u> 正会員は、被選挙権を有する。ただし、本法人設立後の初回選挙時はこの限りではない。	個人正会員の特定
第6条(名簿の発行)	選挙人及び被選挙権者名簿は委員会が作成し、正会員に配布する。	選挙人及び被選挙権者名簿は委員会が作成し、 <u>選挙人</u> に配布する。	文言の統一
附則	1. 本規程は、平成22年3月8日から施行する。	本規定は、平成22年3月8日から施行する。 本規定は、平成22年4月30日から改訂施行する。	改訂施行日の追記

以上。